

名護市保育士等緊急確保事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育人材の確保及び定着を目的として、市内に所在する保育施設等に就職した保育士、保育教諭その他の職員に対し、予算の範囲内において、名護市保育士等緊急確保事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 認可保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定により公示がされた施設を除く。）をいう。
- (2) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (3) 地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う施設をいう。
- (4) 保育施設等 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所をいう。
- (5) 保育士等 市内の保育施設等に勤務する保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師及び養護教諭並びに認定こども園に勤務する幼稚園教諭をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に所在する保育施設等に就職した保育士等（市が設置する保育施設等で勤務する正職員を除く。）のうち、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 令和2年1月1日以降に勤務を開始した者
 - (2) 勤務時間が月80時間以上である者
 - (3) 勤務開始日から起算して過去1年以内に沖縄県内の保育施設等又は放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）において保育士等として従事していなかった者
 - (4) 勤務開始日の属する年度の4月1日時点において、65歳未満である者
 - (5) 保育施設等を設置する法人との直接雇用契約に基づく就業を半年以上行っている者
 - (6) 継続して現在雇用されている保育施設等（同じ法人が運営する別の保育施設等を含む）で勤務する意思のある者
- 2 前項の規定にかかわらず、当該助成金の1回目の支給を受けた後に、他の保育施設等（同じ法人が運営する別の保育施設等を除く）に転職している者は、当該助成金の2回目の交付対象者としなない。

(助成金額)

第4条 勤務開始日が属する年度における助成金の額は、年額150,000円とする。

- 2 前項の助成金を受領した者のうち、勤務開始日から起算して1年半以上継続勤務した者に係る助成金の額は、年額150,000円（短時間勤務の場合は、75,000円）とする。

(交付申請)

第5条 前条の規定により、助成金の交付を受けようとする交付対象者は、市長が別に定

める日までに名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 雇用証明書（様式第2号）
- (2) 宣誓書兼同意書（様式第3号）
- (3) 第3条第2項に規定する要件を勤務開始日から6カ月以上満たしていることが確認できる勤務状況に係る書類
- (4) 資格証等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項に規定する助成金の申請は、勤務開始日から起算して半年経過した日から半年以内に1回、勤務開始日から起算して1年半経過した日から半年以内に1回申請できるものとする。

（交付決定）

第6条 前条第1項の申請書が提出された場合は、当該申請に係る書類等及び必要に応じて行う現地調査等により審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、名護市保育士等緊急確保事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の規定により、助成金の交付が決定した者は、名護市保育士等緊急確保事業助成金請求書（様式第5号）により、助成金の交付を請求することができる。

（決定の取消又は返還）

第8条 市長は、第6条による交付決定後又は助成金の交付後に、当該決定又は交付を受けた者が虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けていた場合は、規則第16条及び第17条の規定によりその全部又は一部の決定を取り消し、及び助成金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和元年12月23日告示第201号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

（要綱の効力）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年9月4日改正 告示第187号）

（施行期日等）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用とする。

（経過措置）

2 令和2年3月31日以前に勤務開始した者に係る名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第2条及び第3条の規定は、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月24日改正 告示第60号）

（施行期日等）

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用とする。

附 則（令和4年8月18日改正 告示第160号）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の名護市保育士等緊急確保事業実施要項第3条第1項及び第5条の規定は、令和4年4月1日以降に保育施設等で勤務を開始した保育士等から適用し、令和4年3月31日以前に保育施設等で勤務を開始していた保育士等は、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

名護市保育士等緊急確保事業助成金交付申請書

申請年月日	年 月 日
申請者氏名	Ⓜ
申請者住所	〒 ー
申請者 生年月日	年 月 日（ 歳）
連絡先	- -

下記のとおり、名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付を受けたいので、名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第5条の規定により申請します。

記

1 助成金の申請区分（該当する区分にチェック）

- 採用1年目
- 採用2年目（フルタイム勤務）
- 採用2年目（パートタイム勤務）

2 助成金の申請額（該当する区分にチェック）

- 150,000円（採用1年目及び採用2年目のフルタイム勤務）
- 75,000円（採用2年目のパートタイム勤務）

3 添付資料

- (1) 雇用証明書
- (2) 宣誓書
- (3) 第3条第2項に規定する要件を勤務開始日から6月以上満たしていることが確認できる勤務状況に係る書類
- (4) 資格証等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

雇用証明書

施設名	
施設所在地	
代表者名	⑩

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

記

① 氏 名	
② 職 種	保育士 ・ 保育教諭 ・ 看護師 ・ 准看護師 保健師 ・ 養護教諭 ・ 幼稚園教諭
③ 採用年月日	年 月 日
④ 雇用形態	フルタイム勤務 ・ パートタイム勤務
	月に 日勤務
⑤ 就労時間	1日当たりの勤務時間（休憩時間を含む労働契約上の時間）
	時間 分
⑥ その他特記事項	

誓約書兼同意書

名護市保育士等緊急確保事業助成金の交付申請に当たり、次の事項について誓約又は同意します。

- 1 交付申請の審査に当たり、名護市が審査に必要な情報を公簿等により取得することに同意します。
- 2 現在勤務する保育施設等の勤務開始日から起算して過去1年間は、沖縄県内の保育施設等又は学童で勤務していなかったことを誓います。
- 3 継続して現在雇用されている保育施設等（同じ法人が別で運営する別の保育施設等を含む）で勤務する意思があることを誓います。
- 4 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けていたとして名護市から助成金の返還を求められた場合は、交付を受けた助成金を返還することに同意します。

年 月 日

氏 名： _____ ⑩

様式第4号（第6条関係）

名護市指令 第 号

住所

氏名

名護市保育士等緊急確保事業助成金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった名護市保育士等緊急確保事業助成金については、下記のとおり交付することと決定したので、名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第6条の規定により通知します。

年 月 日

名護市長

記

1 決定の区分 交付 ・ 不交付

2 交付決定額 円

3 不交付の場合の理由

名護市保育士等緊急確保事業助成金請求書

名護市長 殿

住所

氏名

印

名護市保育士等緊急確保事業助成金について、名護市保育士等緊急確保事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額		円
------	--	---

振込口座	振込先 金融機関	_____銀行・農協・信用金庫 _____支店・本店	預金種目	普通 ・ 当座
	口座 名義人	(フリガナ) _____	口座番号 _____	